

オフセット・クレジット(J-VER)制度のプロセスについて

プロジェクトの計画、申請 【プロジェクト事業者】

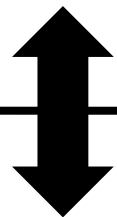
プロジェクト事業者は、所定の様式に従って申請書を作成し4CJに提出。申請を行う際は手数料が必要。申請書や手数料に関しては、4CJ webサイト参照。(4CJ webサイト) <http://www.4cj.org/>

受理、審査、登録 【J-VER認証運営委員会、4CJ】

4CJは、提出された申請書について形式上の要件を満たしているか確認の上、受理。受理したプロジェクトについては、一般からのパブリックコメントを募集。

また、4CJは、受理した申請書の内容について、ポジティブリストや適格性基準への整合性や排出削減量・吸収量の計算方法等のルールへの準拠性を審査(バリデーション)し、バリデーション報告書を作成。

J-VER認証運営委員会は、当該報告書に基づき、当該プロジェクトの登録の可否を審議の上、適切であると認められる場合は登録する。プロジェクトの登録にあたっては、別途手数料が必要。(4CJ webサイト) <http://www.4cj.org/>



プロジェクト計画

プロジェクト実施

モニタリング 【プロジェクト事業者】

プロジェクト事業者は、プロジェクト申請時に承認されたモニタリングプランに則ってモニタリングを実施し、モニタリング報告書を作成する。

オフセット・クレジット(J-VER)制度のプロセスについて

モニタリング報告書の検証 【第三者検証機関】

プロジェクト事業者は検証機関にモニタリング報告書を提出し検証を受審する。検証機関は、検証報告書を作成し4CJに提出する。

検証は、原則としてISO14065に基づいて認定を受けた検証機関又はその認定申請を行っている検証機関が実施する。なお、我が国におけるISO14065認定事業が本格化するまでの間、以下の経過措置を置くこととしている。

当面の間の検証機関の要件(暫定検証機関については別紙リスト参照)

我が国において国際認定機関(IAF)のメンバーによるISO14065認定事業が本格化するまでの間、京都メカニズムにおける指定運営組織(DOE)又は認定独立組織(AIE)として登録されていること(ただし、森林分野については、Indicative Letterを受領していることをもってこれを満たすものとみなす)、及びISO14065認定取得の意思を有する証拠があることをもって、本制度における検証機関としての要件を満たし、当該検証を有効とみなす。

排出削減・吸収量の認証 【J-VER認証運営委員会】

J-VER認証運営委員会は、検証機関より提出された検証報告書等に基づき、当該プロジェクトから生じる排出削減・吸収量について認証を行う。

オフセット・クレジット(J-VER)の発行 【J-VER認証運営委員会】

J-VER認証運営委員会は、認証された排出削減・吸収量についてJ-VERを発行する。

プロジェクト事業者がJ-VERの発行を受けるには、J-VERを管理する登録簿の口座を開設する必要がある。J-VERの発行や登録簿の口座開設に際しては、別途手数料が必要になる。手数料については、4CJのwebサイト参照。(4CJ webサイト) <http://www.4cj.org/>

オフセット・クレジット(J-VER)制度に関するFAQ

FAQ

Q1: どのようなプロジェクトが本制度の対象になるのか？

→A1: 本制度では、環境省が採算性や実施状況等の現状調査に基づいて本制度にて積極的に促進支援すべきプロジェクト種類を特定し、「ポジティブリスト」として登録いたします。ポジティブリストに追加するプロジェクト種類については、気候変動対策認証センターにおいて、随時御意見を受け付けております。

Q2: 既に開始されたプロジェクトも対象になるか？

→A2: 本制度では、2008年4月1日以降に開始したプロジェクトを対象としていますが、それ以前に開始されたプロジェクトであっても、本制度によるクレジット収益が無ければプロジェクトの継続が困難であることが認められる場合は、本制度の対象になります。クレジットの発行対象期間はいずれの場合でも、最長2008年4月1日～2013年3月31日となります。

Q3: J-VERはどのように取引がなされるのか？

→A3: J-VERの取引は、現時点では相対取引で行われることを想定しています。したがって、売り手と買い手の両者の間でJ-VERの価格を決定することになります。また、J-VERは市場流通するクレジットなので、オフセット・プロバイダのような仲介役から購入することも可能です。なお、J-VERの移転等については、J-VER登録簿上で一元的に管理されます。

Q4: J-VERを排出量取引の国内統合市場の試行的実施(以下、「試行」)において活用できるのか？

→A4: J-VERを試行における目標達成のために活用することは想定しておりません。J-VERは、自主的なカーボン・オフセットに用いることを想定しています。なお、地球温暖化対策推進法の算定・報告・公表制度など他制度との調整については引き続き検討してまいります。

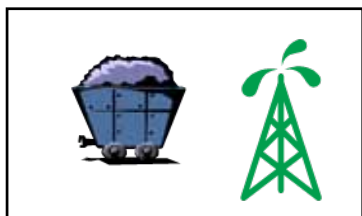
上記以外のQ&Aも含めて、4CJのwebサイトにおいてFAQを紹介中。 <http://www.4cj.org/>

化石燃料から未利用林地残材へのボイラー燃料代替プロジェクト J-VER認証基準

対象となるプロジェクト

ボイラーで使用する化石燃料を未利用林地残材に転換するプロジェクトで、次の4つの条件を全て満たしているもの。

燃料



代替の対象となるボイラー燃料は、化石燃料であること。

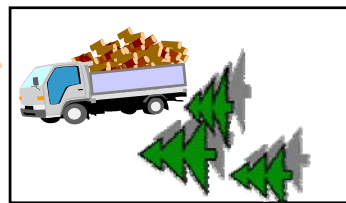
対象ボイラー



既存ボイラーに加え新規ボイラーも対象とし、次のいずれかの場合であること。

- ▶ 既存ボイラーをそのまま使用する。
- ▶ 既存ボイラーを新たなボイラーで置換する。
- ▶ 既存ボイラーの一部を新たなボイラーで置換する。
- ▶ 新たなボイラーを導入する。

燃料となるバイオマス



日本国内で産出された未利用林地残材(間伐材、枝葉、等)であること。

経済性



投資回収年数が3年以上であること。

《投資回収年数の計算方法例》

投資回収年数 = 設備投資費用 ÷ ((化石燃料年間使用量 × 価格 - バイオマス年間使用量 × 価格) - 年間運転費用)

化石燃料から未利用林地残材へのボイラー燃料代替プロジェクト J-VER認証基準

発行されるクレジットの算定方法

林地残材が使用されなければ消費されていたと考えられる化石燃料の排出量(ベースライン排出量)から、排出削減プロジェクトを実施することで排出される排出量(プロジェクト排出量)を差し引いて算出する。

$$\text{排出削減量} = \text{ベースライン排出量} - \text{プロジェクト排出量}$$

	排出活動	温室効果ガス	説明
ベースライン 排出量	化石燃料の使用	CO2	林地残材が使用されなければ、バイオマス使用量と熱量等価となる量の化石燃料が消費され、CO2が排出される。
プロジェクト 排出量	林地残材の運搬	CO2	林地残材をトラック等の車両で運搬する場合、運搬過程で化石燃料が消費され、CO2が排出される。
	林地残材の事前 処理	CO2	林地残材を事前処理する場合(破碎、選別等)、その処理過程で化石燃料や電力が消費され、CO2が排出される。

化石燃料から未利用林地残材へのボイラー燃料代替プロジェクト J-VER認証基準

FAQ

Q1: 林地残材を燃焼することに伴うCO₂排出量は算定しなくてよいでしょうか？

→A1: 算定する必要はありません。林地残材を燃焼させると当然CO₂は発生しますが、樹木はその成長過程で同量のCO₂を大気中から吸収するため、林地残材からのCO₂排出量は、長期的な視点に立つとゼロとみなすことができます。

Q2: 既存のボイラーの改修 / 更新工事に伴うCO₂排出量は算定しなくてよいでしょうか？

→A2: 排出削減量の計算を簡素化するために、既存ボイラーの改修 / 更新工事や新設ボイラーの導入に伴うCO₂排出量を考慮する必要はありません。

Q3: 林地残材の運搬に伴うCO₂排出量は考慮する必要があるのでしょうか？

→A3: ボイラーでの燃料使用のために新たに運搬作業が行われますので、CO₂排出量を考慮する必要があります。なお、事前処理がボイラーと異なる事業所で実施された場合は、当該事業所を経由する、林地残材及び破碎・選別後の木質バイオマス燃料の運搬経路全てがCO₂排出量の算定・モニタリング対象となります。

Q4: 林地残材の事前処理によるCO₂排出量とはどのようなものですか？

→A4: 林地残材の破碎や選別など、ボイラー投入前に必要とされる林地残材の処理工場からのCO₂排出量を対象とします。なお、事前処理がボイラーとは異なる事業所で実施された場合は、当該事業所におけるCO₂排出量の算定・モニタリングが必要です。

Q5: 算定対象期間が1年でない場合にも、本方法論の算定式は適用できるのでしょうか？

→A5: 本方法論では算定対象期間が1年の場合を例とした算定式を示していますが、算定対象期間に応じて適宜パラメータをあわせることが適切です。例えば、算定対象期間が半年の場合は、半年での林地残材使用量や運搬車両の走行距離等をモニタリングし、算定に用います。

オフセット・クレジット(J-VER)制度 認証第1号プロジェクト (高知県木質資源エネルギー活用プロジェクト)

セメント工場のボイラー燃料について、化石燃料から未利用林地残材に代替することで実現される温室効果ガスの排出削減量をクレジットとして認証を受けるもの。
(平成20年12月3日申請、平成21年3月10日認証。2008年4月～9月で1,039t。)

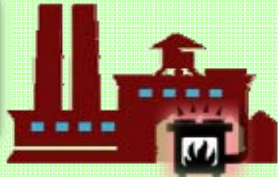
<ボイラーでの利用>

<破碎処理>

<トラックによる搬出>

<間伐等>

住友大阪
セメント(株)



森林組合



化石燃料から木質バイオマスへの燃料代替による温室効果ガス排出量の削減

木質チップ化等

未利用林地残材
(伐倒されたまま森林に放置された木)

間伐材
利用委託

高知県

オフセット・クレジット(J-VER)制度に基づく申請

認証

¥ 資金

クレジット

J-VER

オフセット・クレジット(J-VER)認証運営委員会

環境先進企業等